佐賀県告示第 359 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円 滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支 援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による ものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関か ら名称を変更する旨の届出があった。

平成 28 年 7 月 5 日

		→ - -	==
佐賀県知事	111	 祥	義
<u> </u>	ш	 17—	77.

	名称 所在地		変更年月日	
	ひらまつレディース	小城市小城町 723 番地 24	平成 28 年 6 月 1 日	
旧	クリニック在宅療養			
	支援診療所			
新	ひらまつ在宅療養支			
机	援診療所			